3　預金質権の抹消手続

上記２により消滅する担保権の担保権者は、管財人からの書面が到達した日から２週間以内に、当該担保権の目的たる預金払戻請求権にかかる預金証書を管財人に返還するなど担保権の解除に必要な手続を行う。

4　平成24年12月26日以降更生計画認可決定日までの担保変換にかかる預金質権への適用

本節第１の定めは、別表20「存続する担保権一覧表（預金）」記載の担保権のほか、平成24年12月26日以降更生計画認可決定日までの間に、裁判所の許可を得て設定された担保変換にかかる預金質権についても適用する。

第２　不動産にかかる担保権

1　担保権の存続

更生会社の財産上に存する担保権のうち、別表21「存続する担保権一覧表（不動産）」記載の担保権は、更生計画認可決定日以降も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

2　更生担保権の確定

根抵当権及び抵当権の担保すべき元本は、更生計画認可決定によって別表21「存続する担保権一覧表（不動産）」の「新しい債権額」欄記載の額に確定する。

更生担保権者は、管財人から書面による要請があった日から２週間以内に、当該根抵当権の元本確定の登記手続又は当該抵当権の被担保債権額を別表21「存続する担保権一覧表（不動産）」の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

3　担保権の消滅時期

⑴　換価予定不動産にかかる担保権

当該不動産上に存続する担保権は、当該不動産を売却することについて裁判所の許可を得た日に消滅する。

第３章第１節第２・２⑴③により、管財人が、更生担保権者に対し、当該不動産について確定更生担保権額をもって代物弁済するときは、当該不動産上に存続する担保権は、代物弁済日に消滅する。

第３章第１節第２・２⑴④イの場合は、当該不動産上に存続する担保権は、その定めに基づき、価値代償物（損害賠償金）による弁済を完了した日に消滅する。

第３章第１節第２・２⑴④ウにより、管財人が、更生担保権者に対し、確定更生担保権額の弁済に代えて、価値代償物（損害賠償債権）をもって代物弁済するときは、当該不動産上に存続する担保権は、代物弁済日に消滅する。

⑵　継続使用不動産にかかる担保権

当該不動産上に存続する担保権は、第３章第１節第２・２⑵の定めに基づき、弁済を完了した日に消滅する。

第３章第１節第２・２⑵②カにより、管財人が、更生担保権者に対し、代物弁済時点での残更生担保権額をもって当該不動産を代物弁済するときは、当該不動産上に存続する担保権は、代物弁済日に消滅する。

⑶　共同担保物件

第３章第１節第２・２⑶により最終弁済が行われたときは、共同担保物件を構成する換価予定不動産上に存続する担保権は、最終弁済日に消滅する。

4　登記の取扱い

⑴　換価予定不動産にかかる担保権

当該不動産にかかる担保権者は、当該担保権が消滅したときは、当該担保権の登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があった日から２週間以内に、当該担保権の登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。なお、管財人が、本節第２・２の元本確定登記手続及び変更登記手続を省略し、更生担保権の消滅後に担保権の抹消登記手続を行うことを妨げない。

更生会社は、第３章第１節第２・２⑴③又は第３章第１節第２・２⑴④ウにより代物弁済をなす場合、代物弁済にかかる当該不動産の所有権移転登記手続に必要な一切の書類を当該更生担保権者に対して交付しなければならない。

⑵　継続使用不動産にかかる担保権

当該不動産にかかる担保権者は、当該担保権が消滅したときは、当該担保権の登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があった日から２週間以内に、当該担保権の登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。なお、管財人が、本節第２・２の元本確定登記手続及び変更登記手続を省略し、更生担保権の消滅後に担保権の抹消登記手続を行うことを妨げない。

更生会社は、継続使用不動産を換価予定不動産に変更した後、第３章第１節第２・２⑵②カにより代物弁済をなす場合、代物弁済にかかる当該不動産の所有権移転登記手続に必要な一切の書類を当該更生担保権者に対して交付しなければならない。

⑶　共同担保物件

共同担保物件を構成する換価予定不動産にかかる担保権者は、当該担保権が消滅したときは、当該担保権の登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があった日から２週間以内に、当該担保権の登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。なお、管財人が、本節第２・２の元本確定登記手続及び変更登記手続を省略し、更生担保権の消滅後に担保権の抹消登記手続を行うことを妨げない。

第３　譲渡担保にかかる担保権

1　担保権の存続

更生会社の財産上に存する担保権のうち、別表22「存続する担保権一覧表（譲渡担保）」記載の担保権は、更生計画認可決定日以降も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

2　担保権の消滅時期

別表22「存続する担保権一覧表（譲渡担保）」記載の担保権は、第３章第１節第３・２の定めに基づき、弁済を完了した日に消滅する。

第４　リースにかかる担保権

1　担保権の存続

更生会社の財産上に存する担保権のうち、別表23「存続する担保権一覧表（リース）」記載の担保権は、更生計画認可決定日以降も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

2　担保権の消滅時期

別表23「存続する担保権一覧表（リース）」記載の担保権は、第３章第１節第４・２の定めに基づき、弁済を完了した日に消滅する。

第５　所有権留保にかかる担保権

1　担保権の存続

更生会社の財産上に存する担保権のうち、別表24「存続する担保権一覧表（所有権留保）」記載の担保権は、更生計画認可決定日以降も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

2　担保権の消滅時期

別表24「存続する担保権一覧表（所有権留保）」記載の担保権は、第３章第１節第５・２の定めに基づき、弁済を完了した日に消滅する。